

国と地方の協議の場に関する法律案に対する修正案

国と地方の協議の場に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「地域主権改革（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の三に規定する地域主権改革をいう。）の推進並びに」を削る。

第二条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第四項中「第六号から第十一号」を「第五号から第十号」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。